明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第一号中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第二号」に改める。

第三号中「「指定障害者支援施設基準」という。）」の下に「第四条第一項第一号のイの(2)の(一)の(イ)の(i)及び」を、「「障害者支援施設基準」という。）」の下に「第十一条第一項第二号のイの(2)の(一)の(イ)の(i)及び」を加え、「又は(4)」を「、(4)又は(5)」に改める。

第四号中「指定障害者支援施設基準」の下に「第四条第一項第六号のイの(1)及び」を加え、「及び障害者支援施設基準」を「並びに障害者支援施設基準第十一条第一項第七号のイの(1)及び」に、「第11」を「第10」に改める。

○厚生労働省告示第二百五十五号

厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十四号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第二百五十六号

厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び旧身体障害者更生施設支援費等の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百五十五号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第二百五十七号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号を次のように改める。

一　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第５の１の注２の厚生労働大臣が定める者

イ　平成十八年九月三十日において障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「旧児童福祉法」という。）第四十二条に規定する知的障害児施設、旧児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び旧児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設（以下「知的障害児施設等」という。）に入所していた者又は指定医療機関（旧児童福祉法第七条第六項及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入院していた者のうち、同年十月一日以降当該知的障害児施設等又は指定医療機関から継続して一以上の他の指定療養介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項に規定する指定療養介護事業所をいう。）を利用している者又は知的障害児施設等若しくは指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者

ロ　平成二十四年三月三十一日において知的障害児施設等に入所していた者又は指定医療機関に入院していた者のうち、同年四月一日以降当該知的障害児施設等であった児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設又は当該指定医療機関から継続して一以上の他の指定療養介護事業所を利用している者又は当該知的障害児施設等であった同条に規定する障害児入所施設若しくは当該指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者

第二号を次のように改める。

二　介護給付費等単位数表第６の１の注１(3)、同注(4)及び第10の１の注１(3)の厚生労働大臣が定める者

次のイ又はロに該当する者

イ　特定旧法指定施設（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。）に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。）若しくはのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）（以下「指定障害者支援施設等」という。）に入所している者若しくは当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）を利用している者又は当該特定旧法指定施設、当該指定障害者支援施設等若しくは当該指定生活介護事業所を退所した後に指定障害者支援施設等に再度入所する者若しくは指定生活介護事業所を再度利用する者及び前号に掲げる者

ロ　地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難な者

第四号中「第12」を「第11」に改め、同号を第十号とする。

第三号中「第10」を「第９」に、「第11」を「第10」に、「第13」を「第12」に、「第17」を「第16」に改め、同号を第九号とする。

第二号の次に次の六号を加える。

三　介護給付費等単位数表第６の１の注１(4)の厚生労働大臣が定める者

前号イに定める者

四　介護給付費等単位数表第６の１の注１(5)の厚生労働大臣が定める者

平成二十四年三月三十一日において、重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者に対する生活介護に準ずる事業を行っていた事業所を利用していた者

五　介護給付費等単位数表第６の１の注４及び第10の１の注２の厚生労働大臣が定める者

平成二十四年三月三十一日において現に存していた旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）（通所のみによる利用に係るものを除く。）に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児施設等に継続して入所している者

六　介護給付費等単位数表第７の８の注２の厚生労働大臣が定める者

次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続していること

(1)　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態

(2)　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態

(3)　中心静脈注射を実施している状態

(4)　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態

(5)　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

(6)　膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態

(7)　経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養が行われている状態

(8)　褥瘡に対する治療を実施している状態

(9)　気管切開が行われている状態

七　介護給付費等単位数表第７の10の注１及び注２の厚生労働大臣が定める者

現に利用定員の百分の九十五に相当する数の利用者に対応している指定短期入所事業所において、緊急に指定短期入所を受ける必要がある者

八　介護給付費等単位数表第７の11の注１の厚生労働大臣が定める者

運動機能が座位までであって、別表の各項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、十点以上である者